電気通信大学産学官連携センター地域連携推進支援室規程

制定 令和 7 年 3 月 18 日規程第 41 号 最終改正 令和 7 年 9 月 10 日規程第 11 号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学産学官連携センター規程第7条の3第2項の規定に基づき、産学官連携センター(以下「センター」という。)に置く地域連携推進支援室(以下「推進支援室」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

- 第2条 推進支援室は、センターの各部門及び国立大学法人電気通信大学組織規則第3章 に定める各教育研究組織と連携し、本学と地域における産学官連携推進に必要な次に掲 げる業務を遂行するものとする。
 - (1) 地域の自治体、教育研究機関、関連団体等との連携強化に関すること
 - (2) 地域課題解決の推進に関すること
 - (3) UECプライムを通じた地域企業等との連携強化に関すること
 - (4) 地域課題解決に資する外部資金の獲得・実施支援に関すること
 - (5) 地域におけるスタートアップ創出強化に関すること
 - (6) 共創進化型自立分散エネルギーネットワーク共創拠点(「e-Nexus」)の管理使用に関すること
 - (7) その他、地域における産学官連携の推進に必要なこと (室長)
- 第3条 推進支援室に、室長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。
- 2 室長は、推進支援室の業務を処理する。
- 3 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期 は、前任者の残任期間とする。

(副室長)

- 第4条 学長が必要と認めるときは、副室長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が 指名する。
- 2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副室長の任期の末日は、室長の任期の末日以前でなければならない。

(その他の職員)

第5条 学長は、前2条に定めるもののほか、推進支援室の運営上必要な職員を置くものと する。 (事務)

第6条 推進支援室の事務は、学術国際部研究推進課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進支援室の運営に関し必要な事項は、学長が別に 定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年9月10日規程第11号) この規程は、令和7年9月10日から施行する。